

第9回独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会

議事概要

日時：令和元年5月27日（月）15時00分～17時00分

場所：中央合同庁舎第2号館 10階 共用1001会議室

- 「議事1 独立行政法人評価制度委員会令に基づく部会長代理の指名」について、独立行政法人評価制度委員会令第1条第5項に基づき、部会長から梶川融委員が部会長代理に指名された。
- 「議事2 独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に係る論点について」について、事務局からの説明を踏まえ、論点1～3について以下の意見及び質疑応答があった。

資金がどのように使用されているかという、これまでの連結財務諸表の作成目的も大事ではあるが、民間と同様にガバナンスや支配権という観点で作成目的を考えてもよいのではないか。また、これまでは税財源なので全て連結して厳密に作成すべきだという考えが中心だったのに対し、無駄遣いを防ぎつつ、国民が何を見てどう判断するか、どのように活用してもらえるか、費用対効果の観点も踏まえて検討することで別の説明ができるのではないか。

連結財務諸表を作成する必要性について改めて確認してはどうか。また、資金を出している以上、それに見合う監督責任、管理責任が発生するのが一般企業における考え方。独法における出資責任に対する義務について、主務大臣との関係も含めて整理が必要ではないか。

作成目的を「出資の実態に鑑みて」検討すべきというのが最も重要になる。今後の独法発ベンチャー出資の実態についてガバナンスも含めて状況を把握し、しかる後に会計の方法論を議論すべきではないか。実態という意味では、財団法人や公益法人を連結すると、かえって透明度がなくなる可能性もある。個別の財務諸表における情報の拡充の延長線上で考えると、例えば独法の出資先のマネジメントのパフォーマンスは、出資先自身の情報開示の方が、独法と連結するよりも見やすいかもしれない。対象となる組織体に合う個別の情報開示というのもあり得るのではないか。

パブリックマネーを供給している以上、ガバナンスに関わる説明責任の履行は必要であり、それは出資目的とあわせて考えるべき。例えば出資目的がイノベーションを誘発するものであれば、イノベーションの成果を見なくてはいけない。基本的な指針や事業報告ガイドラインで成果を見るというストーリーを、どのようにして連結のガバナンスとあ

わせて考えていけばいいのかが難しいと感じる。

組織のパフォーマンスを測定・評価するという観点と、情報開示という観点があり、これまでは情報開示に重点を置いて作成するということがあった。今後の検討にあたっては、例えば個別で組織の評価に必要な情報を全て出して、連結はあくまでも補完的な情報開示でいいといえるのかが悩ましい。まず、特定関連会社の予想される顔ぶれを整理し、それを踏まえて連結財務諸表の位置づけを議論しなくてはならないと思う。場合によっては、個別法や主務省令で手当をする必要があり、それに向けて会計基準で何らかのスタンスを示さなくてはならないということも考えられる。

これまでの議論を踏まえれば、支配権がないのになぜ連結するのか、誰がどのように連結財務諸表を利用しているのかが疑問。出資に係る独法の理事長の責任と権限はどうなっているのか。理事の意思決定につながっているのであれば連結財務諸表を作成した方がいいと思う。通常、財務諸表は経営目的に使われるが、情報開示が目的なのであれば開示された利用者は何に使用しているのか、どのように評価しているのかがよくわからない。実態を把握して、ケースごとに具体的に議論する必要がある。

現在、連結ベースで作成されている中期目標はないのではないかと。ガバナンスやマネジメントを連結ベースで行うのであれば、筋論から言えば中期目標なども連結ベースでつくらなければいけない。

科技イノベ法で研究開発法人がベンチャーキャピタルに出資する場合、投資する研究開発の目的があつて、それは当然ながらその法人の研究開発目的にリンクしているはずであり、出資先の運営状況を管理するのは理事長ではないか。金は出すが、責任は誰にあるのかわからないというのはよろしくない。

ベンチャーキャピタル的な形での間接投資になってくると、連結はつくっていいと思うが、本来見たいものが連結財務諸表で見えない場合もある。内部取引が消去されるのはよいが、全く違う業務に関する人件費が合算されて表示されるとか。

論点2②については未実現益の認識は重要だが、それを短期的に期間損益で見るべきかと言えば、自己資本は理事長の責任の範囲内であることに鑑みれば、その方法としてPL計上ではなく資本直入とすることはあり得る。③については、確かに個別財務諸表に出資先の情報は開示されないため、注記等で補完することとしてもよいのではないかと。そうすることで、出資の目的に合った報告という意味で、多少自由度が上がるのではないかと。

論点2②に関連して、経営努力による剰余金の使途という制度と、ベンチャーキャピタルを含む一群としての開発投資の評価を考えたときに、経営努力評価を論拠に損だけ出して益を出さないという話でいいのか、むしろアグレッシブに開発を後押しているとすれば資本直入ではなく益を出した方がよいかも。なお、経営努力認定による目的積立金については、会計数値そのものからストレートに持ってくる数値ではないところがあり、会計的にどう扱う方がよりわかりやすいかを含め、スクリーニングの余地がある。

論点3の連結の範囲については、特定の要件で連結除外とするか、逆にポジティブ要件を決めて、これは連結してくださいというような、どちらかに整理しないと難しいのではないか。

今後、出資の実態を踏まえて作成目的などを改訂した場合には、何のための連結財務諸表なのか、その立て付け等についてインストラクションを出すべきではないか。

○ 次に論点4～7、その他の論点及びスケジュールについて以下の意見及び質疑応答があった。

論点1から3と同様に、理事長の責任の範囲と連結の範囲が合っているかどうかことが重要。事例を収集し、説明責任の観点等から整理した上で、それに基づいて議論したい。理事長の責任と権限に合わせて財務諸表がどうあるべきか。責任は本来あるはずなのに、内部管理に使ってないからつくらないというそれはおかしいし、ミッションがないのに連結財務諸表を作成しても使いようがない。

論点4、5の整理は個別での評価や決算が中心という発想からきていると思われるが、個別と連結とどちらが主要財務諸表かについては経済実態によると思うので、今の段階だとこういう感じではないか。

論点6について、理研のようにベンチャーキャピタル投資が理研の開発手段になっているような場合は、連結で事業報告書を作成したほうが良いと思う。

論点7について、民間では個別と連結でそもそも規範が異なることから、あまり早く改訂出来ないようであれば、適用時期が泣き別れても良いのではないか。

とにかくいろいろな法人のパターンがあるということと、その中でも出資の方法にパターンがあるので、より説明責任を果たすことのできるものを考える必要がある。今後実施予定のアンケートについては、利用者の視点というのもヒアリングすると参考になる

のではないかと思う。ガバナンスのチェックポイントは作成者だとわからない。

主務省にも連結財務諸表の活用状況についてアンケートをすべき。何のために必要かということの主務省と理事長にヒアリングして、案が出来た段階で実務者に確認すればよいのではないか。どう使われているかというのが重要。

主務省として科技イノベ法に基づき独法をどう使うのか、可能性や目的についても聞くことになるかもしれない。

その他の論点の減損については、企業会計と一部異なり、サービス提供能力の減衰などで減損を行う基準を設定したが、それから10年以上が経過し、適用状況がどうなっているかについての実態調査を行うということで、非常に興味深い。

- 以上の議論を踏まえた具体的な課題の検討は、独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会と財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の下に設置された共同ワーキング・チームで行うこととされた。
- 次回の共同ワーキング・チームは、7月5日に開催予定である旨、事務局から説明がなされた。

以上